

雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書

上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と沖縄市 太郎（以下「乙」という。）は雨水貯留浸透施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり協定を締結する。

- 第 1 条 本協定の対象とする施設は、沖縄市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水貯留浸透施設とする。
- 第 2 条 乙は、雨水貯留浸透施設の設置目的にそつた機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。
- 第 3 条 甲は、必要に応じて雨水貯留浸透施設の状況調査を行い、施設の維持管理について指導し、又は助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 第 4 条 工事完成後、施設自体に変形、破損及び浮き上がり等が生じ、又は施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。
- 第 5 条 乙は、当該施設を 10 年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。
- 2 乙が、雨水貯留浸透施設を廃止、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 乙が転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その第三者に対し、存続の必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。また、その旨を甲に届出なければならない。
- 第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し決定するものとする。
- 第 7 条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留浸透施設を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 25 日

甲 住所 沖縄市美里五丁目 28 番 1 号

氏名 上下水道事業管理者 ㊟

乙 住所 沖縄市美里 5-28-1

氏名 沖縄市 太郎 ㊟